

令和5年度税制改正（地方税）の主な概要について

1 固定資産税

- ◎ 税負担軽減措置
 - 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設
 - 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設
 - 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の適用期限を3年延長
- ◎ 固定資産税（土地）について、商業地等の税額の上昇幅を半減させる措置については令和4年度限りで終了し、令和5年度においては、既定の負担調整措置を適用

●大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の概要

対象物件	① マンションの管理に関する計画が、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県又は市町村の長により認定されたもの ② 都道府県又は市町村からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言又は指導を受けて長期修繕計画の適切な見直しを実施したもの 上記①又は②を満たすマンションのうち一定のもの
適用条件	① 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を実施 ② 長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した旨を市町村に申請 上記①及び②を実施した場合に限る
軽減割合（わがまち特例）	大規模修繕工事が完了した年の翌年度分の当該マンションの家屋に係る固定資産税額のうち、1/3を参酌して、1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合 (減額される額は、1戸当たり100㎡相当分までに限る)

(注) わがまち特例（正式名称：地域決定型地方税制特例措置）
課税標準の特例措置等について、国が一律に課税割合を定めるのではなく、地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み。

2 軽自動車税

- ◎ 環境性能割の税率区分の見直し
 - 電気自動車等の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げ
 - 半導体不足等の状況を踏まえ、新たな税率区分の適用開始日を令和5年4月1日から令和6年1月1日に延期
- ◎ 種別割のグリーン化特例の延長
 - 電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置について、適用期限を3年延長